

## 道の駅導入施設検討ワークショップ運営支援業務委託 仕様書

### 1. 目的

綾瀬市総合計画2030の戦略プロジェクトに位置付けている道の駅の整備について、基本計画に基づき、今後設計に取り組むことから、具体的な導入機能を検討するために、本業務を実施する。

### 2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

### 3. 業務内容

#### (1) 既存資料整理、参考となる事例情報の収集

道の駅基本計画をはじめ、これまでにとりまとめた資料やヒアリング結果を整理し、綾瀬市の概要・特性や農商工業の状況についてとりまとめる。

#### (2) 具体的なコンテンツに関する仮説設定

他の道の駅や地域振興拠点の取組みで綾瀬市にとって参考となる情報や事例を整理しながら、具体的なコンテンツに関する仮説を市と協議しながら設定する。

#### (3) 事業者等ヒアリング

設定した仮説を基に、道の駅の利用が想定される団体や、道の駅への出店や出品が考えられる事業者組合等の団体にヒアリングを行い、仮説に対する意見や期待、道の駅を活用してどのような取組みを行っていきたいか等についてヒアリングを実施する。件数は12件程度を想定する。

#### (4) ワークショップ参加者の掘り起こし及び調整

ワークショップ開催に向けて、参加者のリストアップや参加意向の確認、趣旨説明など発注者が開催する道の駅に関するワークショップ開催の支援を行う。

#### (5) ワークショップ

事業者等ヒアリングの結果を踏まえ具体的なコンテンツに関する仮説をブラッシュアップした上でワークショップを実施する。回数は概ね3回程度の開催を目安とするが、その回数や時期、各回の位置付け等は、事業者の提案を基に市と協議し決定するものとする。

#### (6) ワークショップ実施後のとりまとめ

ワークショップ各回の実施後には、その内容について取りまとめ、外部に実施状況や成果を示すための資料を作成する。

#### (7) 具体的なコンテンツの検討

ワークショップの結果を踏まえ、綾瀬の道の駅に必要であると考えられる具体的な施設・コンテンツについて調整・検討し、基本図（平面図及び鳥瞰図）を作成する。

#### (8) 設計の与件整理

検討した具体的なコンテンツを踏まえ、設計に向けた与件を整理する。

#### (9) 報告書の作成

業務内容を総括した報告書を作成する。

#### 4. 成果物

本業務の完了後、次のとおり成果物を提出すること。

- (1) 報告書 (A4 版ファイル綴じ フルカラー 両面印刷) 3 部
- (2) 概要版パンフレット (A3 程度 フルカラー 両面印刷 1 枚) 50 部  
(※市民・関係者へ配布し、道の駅事業の広報に寄与するものを想定する。)
- (3) 上記電子データ (CD-R) 一式

#### 5. 想定スケジュール

時期	内容
6 月中旬	契約
6 月 ～ 9 月	コンテンツの仮説設定、事業者ヒアリング
9 月 ～ 11 月	ワークショップの実施 (各回とりまとめ)
11 月 ～ 12 月	コンテンツ検討
1 月 ～ 2 月	基本図作成、設計に向けた与件整理、報告書作成

#### 6. 事業の適正な実施に関する事項

##### (1) 事業者の体制・能力

過去 10 年以内に本業務と同種業務の実績 (道の駅あるいは地域交流拠点の整備・運営の検討に関わるワークショップを実施した業務) があるとともに、適正な人員が適切な役割で配置され、円滑に業務を推進できる体制が示されていること。

##### (2) 権利の帰属

本事業により新たに発生した著作権は、市及び受託者の二者に帰属することとし、市と受託者と協議の上、加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利留保物」という。) については、受託者に留保するものとし、この場合、市は権利留保物について受託者と協議の上、当該権利を必要に応じて使用できることとする。

##### (3) 再委託の制限

受託者は原則、業務の全部または主要部分を第三者に委任、請け負わせてはならない。ただし、市と協議のうえ、合意できた場合は認める。

##### (4) 個人情報保護

本業務において個人情報を取り扱う場合は、国の個人情報保護に関する法律を遵守すること。

##### (5) 機密保持

受託者は、本事業の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。また、委託業務に係る個

人情報その他の情報資産について漏洩、改ざん、汚損、損傷、亡失等の情報セキュリティに対する事故防止措置を講じること。

(6) その他

- ・ 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場代理人が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- ・ 調査・分析等に当たっては、発注者と受注者の双方理解の上で実施すること。
- ・ 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- ・ 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- ・ 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。